

議案第3号

福井県並行在来線利用促進協議会の名称変更について

- 「福井県並行在来線利用促進協議会」の名称を下記のとおり変更する。

新名称 ハピラインふくい利用促進協議会

- 本会の名称変更に伴い、「福井県並行在来線利用促進協議会規約」を「ハピラインふくい利用促進協議会規約」に改める。

福井県並行在来線利用促進協議会規約 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>ハピラインふくい</u>利用促進協議会規約</p> <p>(趣旨) 第1条 この規約は、<u>ハピラインふくい</u>利用促進協議会（以下「協議会」という。）の設置および運営に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置および目的) 第2条 <u>ハピラインふくい</u>について、通勤、通学等の日常生活での利用促進に加え、県外からの観光客やビジネス客等の利用促進を図るとともに、在来線駅を中心とした賑わいの創出などの地域づくりを、<u>ハピラインふくい</u>、県、市町、企業、地域、関係機関等が一体となって取組み、<u>ハピラインふくい</u>の経営の安定と地域の発展に寄与することを目的として、協議会を設置する。</p> <p>(協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>ハピラインふくい</u>の利用促進策の推進に関すること (2) <u>ハピラインふくい</u>と他の公共交通機関等との連携に関すること (3) <u>ハピラインふくい</u>の経営安定化に関すること (4) 並行在来線経営計画の進捗に関すること (5) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。 2 会長は、福井県知事の職にあるものをもって充て、副会長は会長が指名する。 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>福井県並行在来線</u>利用促進協議会規約</p> <p>(趣旨) 第1条 この規約は、<u>福井県並行在来線</u>利用促進協議会（以下「協議会」という。）の設置および運営に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置および目的) 第2条 <u>福井県の並行在来線</u>について、通勤、通学等の日常生活での利用促進に加え、県外からの観光客やビジネス客等の利用促進を図るとともに、在来線駅を中心とした賑わいの創出などの地域づくりを、<u>並行在来線会社</u>、県、市町、企業、地域、関係機関等が一体となって取組み、<u>並行在来線</u>の経営の安定と地域の発展に寄与することを目的として、協議会を設置する。</p> <p>(協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>並行在来線</u>の利用促進策の推進に関すること (2) <u>並行在来線</u>と他の公共交通機関等との連携に関すること (3) <u>並行在来線</u>の経営安定化に関すること (4) 並行在来線経営計画の進捗に関すること (5) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。 2 会長は、福井県知事の職にあるものをもって充て、副会長は会長が指名する。 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。</p>